

学習コンテンツの共有・再利用に関する著作権・知的財産権の課題

児玉 晴男[†]

†メディア教育開発センター研究開発部 〒261-0014 千葉県千葉市美浜区若葉 2-12

E-mail: †kodama@nime.ac.jp

あらまし 各大学が文部科学省等により提供される公的資金によって学習コンテンツを開発している。このような学習コンテンツ開発のプロジェクトの問題点として、学習コンテンツの共有化システムとその著作権処理の対応が残されたままにあることがあげられる。その課題の解決のためには、学習コンテンツの共有・再利用のための著作権・知的財産権の課題の検討が必要である。本稿は、具体的な二つの事例に基づいて、学習コンテンツの共有・再利用をすすめるための課題について考察する。

キーワード 学習コンテンツ, 共有・再利用, 著作権・知的財産権, 権利の帰属, 人格権

Copyright and Intellectual Property Problems on Sharing and Reuse of Learning Objects

Haruo KODAMA[†]

† National Institute of Multimedia Education 2-12 wakaba, mihama-ku, chiba-shi, Chiba, 261-0014 Japan

E-mail: †kodama@nime.ac.jp

Abstract Each university has been developing learning contents by public funds offered by the Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology etc. Such Projects of learning objects development have problems of sharing systems of learning objects and its correspondence of copyright protection. It is necessary to examine copyright and intellectual property problems on sharing and reuse of learning objects. This paper examines problems to promote sharing and reusing of learning objects on two concrete cases.

Keyword learning objects, sharing and reuse, copyright and intellectual property, ownership of rights, moral right

1. はじめに

「e-Japan 戦略 II」の先導的取り組みの「知」は、コンテンツ立国を標榜し、その実現のための方策の中にコンテンツの国内外への発信の推進をあげている。あわせて、知的財産権の適正な保護のもとにコンテンツが円滑に流通し、コンテンツの公正かつ容易に利用できる環境の整備があげられている。この多様なコンテンツとして、学習コンテンツ (learning objects) や放送・出版アーカイブなどがあげられている。また、「IT 新改革戦略」では、e-Learning の活用がうたわれている。

そのような中で、大学等の保有・管理する教材・素材がオープンコンテンツとして公開されている。また、平成 16 年度から、文部科学省の「現代的教育ニーズ取組支援プログラム (現代 GP プログラム)」や「法科大学院等専門職大学院形成支援プログラム」など、公的資金を活用した学習コンテンツ (教材・素材) の開発が各大学間ですすめられている。

このような学習コンテンツの開発において、学習コンテンツの共有・再利用を促進する共有化システムと

その著作権処理の対応が求められてこよう。そのためには、学習コンテンツの共有・再利用を促進するための著作権等に関する課題の解決が求められる [1]。

本稿は、学習コンテンツの共有・再利用に関連する事例に基づいて、その著作権・知的財産権の課題を抽出し、学習コンテンツの共有・再利用をすすめていくための著作権・知的財産権の課題について考察する。

2. 公的資金を活用した学習コンテンツ開発の事例 [2]

学習コンテンツの開発に関する事例 (注 1) をもとに、学習コンテンツの共有・再利用に伴う著作権・知的財産権の課題の実状について検討する。

2.1. 放送大学現代 GP プロジェクト

現代 GP プログラムでは、社会的要請の強い政策課題 (地域活性化への貢献, 知的財産関連教育など) に対して、3 年間の公的資金が提供されている。そのプログラムの中に、学習コンテンツの開発に関連するプロジェクトがある。ここで、放送大学現代 GP プロジェ

クトは、

- ・ 放送大学に蓄積させている印刷教材と放送番組教材等資料のアーカイブを作成し、研究指導や授業にフィードバックできる実践的教材の開発
- ・ 上記のアーカイブを活用して、遠隔地の学生への卒論、修論の面接指導・授業、インターネット TV 会議システム、インターネット配信システムを通じての授業モデルを構築し、教員と学生の双方向をより補完する遠隔教育モデルの構築
 - ・ アーカイブを活用して学生間のインターネット掲示板における議論によるレポート作成およびアーカイブを補助教材として、学生の予習・復習の準備用として活用

を実施プランとしてかかげている。この実施プランに対して、放送大学の放送番組教材と印刷教材のそれぞれの著作権処理があげられている（図 1）。

**放送大学現代GPプロジェクトの実施プラン
に関する著作権処理**

- ・ 放送番組教材のNHK等素材の二次使用(インターネット配信)の著作権処理:4年後以降、放送番組教材を放送しない。
著作物使用料に関して
主任講師(客員教員)、担当講師、その他出演者に関して
著作権料、出演料
肖像権
- ・ 印刷教材の著作権処理:印刷教材の出版から4年後以降に放送大学教育振興会とは別の出版社から出版ができる。
放送大学、講師、
放送大学教育振興会、
国立印刷局

図 1 放送大学教材のアーカイブにあたっての放送番組教材と印刷教材に関する著作権処理の関係

そして、放送大学教材のアーカイブにあたっての著作権処理の問題点として、放送番組教材の放送から通信へというインターネット配信への転換に関する対応と、著作権処理の対象となる印刷教材の素材と権利者との関係の複雑さがあげられている（図 2）。

なお、放送番組教材は公表から 4 年経過以降の放送をしないこととし、印刷教材は発行から 4 年経過以降に放送大学教育振興会とは別の出版社から出版ができるという契約内容を有している。それら条件は、印刷教材と放送番組教材等資料のアーカイブをすすめるうえで障害となる。ここに、放送大学教材のアーカイブにあたっての再契約が煩雑になり、著作権処理の政策的な見地から、それを回避するために予めインターネット利用の許諾を得るといった定型の方向づけになってしまうことになる [3]。

**放送番組教材のインターネット配信への転換
および
素材の著作権処理の対象の課題**

放送(素材)	通信(権利者)
<ul style="list-style-type: none">・ 内容の古さ・ 一般人の顔が映っている(肖像権)・ 多くの出演者へ処理の過多・ クレジット表記・ 担当講師への連絡・ 担当講師の希望	<ul style="list-style-type: none">① 放送のみの許可であり、インターネット利用の不許可② 社(組織)の方針でインターネット利用の不許可③ 共同制作相手のインターネット配信による競合④ NHK素材の海外配信不可

図 2 放送大学教材のアーカイブの著作権処理の問題点

ここで、放送大学の印刷教材(テキスト)・テレビ番組(映像)・ラジオ番組(音声)の二次利用(再利用)として、それらを融合し、あわせて著作権処理に配慮した形態がある。この形態は、放送大学の印刷教材をベースに放送番組教材とキーワード(目次、索引、放送番組シナリオ)でリンクさせた学習コンテンツのプロトタイプ(注 2)をもとにするものである。これは、放送大学現代 GP プロジェクトのアーカイブとその著作権処理との連携による学習コンテンツの再利用システムになる(図 3)。

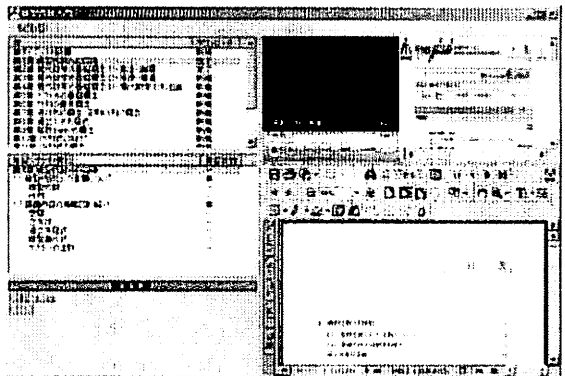


図 3 放送大学教材アーカイブの共有・再利用の一事例
—印刷教材と放送番組教材とをリンクさせた
学習コンテンツのプロトタイプ—

2.2. 専修・中央・鹿児島大学法科大学院共同プロジェクト

法科大学院等専門職大学院形成支援プログラムは、現代GPプログラムと同様に、3年間の公的資金を提供するものであり、そのプログラムの中に学習コンテンツの開発に関連するプロジェクトがある。

専修・中央・鹿児島大学法科大学院共同プロジェクトは、「知的財産に関する先端的映像教材の開発」を行うものであり、著作権法、特許法ほか9分野の映像教材を開発するものである。このプロジェクトで開発される映像教材は、9分野の各15巻でそれぞれが一つの完結した形式のものであるが、9分野の各15巻相互の関連づけを想定している。この映像教材は、パッケージ系メディアで製作される予定であり、講義のための資料集といえる。

ところで、この映像教材の中で必要とされるものは、全体的な学習コンテンツというより部分的な素材でよい場合がある。ここで、本プロジェクトで開発される映像教材を共有・再利用するためには、それら映像教材の素材を相互に関連づけるユーザインタフェースが必要になる。この一つの形態として、レジュメ（シラバス）を起点に、判例・条文・報告書等とをハイパーリンクした「知的財産法」の教材開発が行われている（注3）。この学習コンテンツ開発は、著作権処理を必要としない講義資料からはじめ、無償で公開している判例・条文をハイパーテキストとして階層化させて、さらに有償の判例・条文・電子ジャーナル等のデータベースの利用をも想定するものである（図4）。

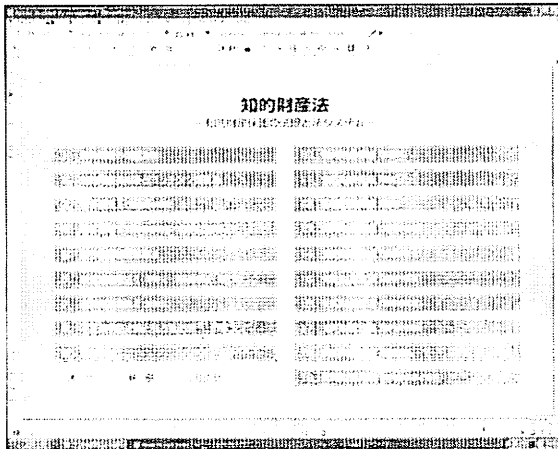


図4 専修・中央・鹿児島大学法科大学院共同プロジェクト「知的財産に関する先端的映像教材」の共有・再利用の一事例
—レジュメと判例・条文・報告書等とをハイパーリンクした学習コンテンツのプロトタイプ—

3. 学習コンテンツにおける権利の関係

公的資金にかかる学習コンテンツ開発は、その共有・再利用が効率的および合理的にすすめられるものでなければならぬ。そのためには、学習コンテンツの共

有化システムとその著作権処理の対応が求められよう。その前提として、学習コンテンツの権利の帰属の検討が必要である。

3.1. 学習コンテンツの創作に関する権利の帰属 [4]

共有・再利用の対象になる学習コンテンツの形態は、著作権との関係で明確な形でとらえられているわけではない。

学習コンテンツの構造の関係は、著作権の保護の側面では著作物の利用の許諾（著作権法63条）等によりなり、著作権の制限の側面では著作物の引用（著作権法32条1項）、転載（著作権法32条2項）、掲載（著作権法33条1項）からなる。後者に関しては、科学ジャーナルはオリジナルなコンテンツ以外は引用等により構造化され、書籍では転載・掲載によりなる。公表された著作物は、「公正な慣行に合致する」ものであって、「目的上正当な範囲内」で行われていれば、著作者（著作権者）の許諾を得ることなく、引用して利用できる（著作権法32条1項）。また、公共機関が一般に周知させることを目的とした著作物は、刊行物に転載することができる（同法32条2項）。すなわち、転載を禁止する旨の表示がある場合を除き、著作者および出版者は、公共機関に転載の許可を得て、公共機関が作成した著作物を出版物に転載することになる。ここには、掲載料に関する基準がある。

ここで、学習コンテンツに対する共同著作のとらえ方と、著作物の利用と引用・転載・掲載がなされることとが交錯することになる。たとえば科学ジャーナルにおいて、学術情報の著作者名が単独であることは稀である。また、単独名で創作・公表（出版）がなされることがあっても、学術情報のすべて単独のオリジナルということではない。それは、学術誌と専門書に引用文献や参考文献が記されていることからいって自明である。これは、学習コンテンツが編集著作物（データベース著作物）のとらえ方がなされると、共同著作と著作物の利用と引用・転載・掲載との間の関係が不明瞭なものになる（図5）。

さらに、この関係は、たとえば第一著者と編集・監修との関係に整合性が与えられなければならない。すなわち、共同著作が著作権法において複数の著作者の渾然一体化を認めるとしても、

- 1) 第一著者、
- 2) 映画の著作物のように共同著作物の全体の中で部分的な対応関係が共同著作者の間で特定、
- 3) 法人が著作者

という3パターンに分けることが要請されよう。

著作に關与した者の持分

- ① 共同著作物
共著者の各人の寄与を分離して個別的に利用することができないもの
- ② 二次的著作物、編集著作物、データベースの著作物
原著作者および編纂物(データベース)の部分を構成する著作物の著作者の権利に影響を及ぼさない
- ③ 職務上作成する著作物
法人

図5 著作物の構造とその権利の相互関係

3.2. 学習コンテンツの伝達・製作における権利の帰属の関係

学習コンテンツは、伝達される対象物になる。そして、ウェブによるコンテンツのインターネット配信(ウェブキャスト(注4))においては国際的な法的保護においてもいまだ未確定な状況にある。また、学習コンテンツは、著作物の創作に留まるものではなく、公表(出版(発行))される対象でもある。したがって、学習コンテンツの権利の帰属の課題は、学習コンテンツ自体を検討すればすむわけではなく、学習コンテンツの伝達や製作に関する検討も加える必要がある(著作権法1条、コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律2条)。これは、学習コンテンツの伝達と公表(出版(発行))にあたって、学習コンテンツの内容に関しての責任の所在、すなわち著作権処理の対応を明確にすることになる。

ここで、MIT OCW プロジェクト(注5)を推進するにあたって、著作権処理が困難な課題として挙げられている[5]。ここで、MIT OCW の権利関係は、クリエイティブ・コモンズ(Creative Commons)[6]の契約条項によっている。MIT OCW の使用条件では、MIT OCW の著作権の帰属はMITと教員との間の単純な関係になる。ここで、日本OCWも、クリエイティブ・コモンズの契約条項により公開されることになる。そして、わが国のOCWでも、大学とコース開発の教員に著作権の帰属を明記するものがある。事実、東京大学OCWの使用条件は、MIT OCWの使用条件の直訳になっている。それは、MIT OCWの商用利用にあつて許諾しなければならない権利者として、大学とコース開発の教員とする条項に見られる。ここで、大学と教員との間の権利の帰属の関係で注意しなければならないことは、MITと教員の間では明確な関係であっても、わが国の制度において大学と教員との関係が明確では

ないことである。なお、韓国には学校法人とコンソーシアム型のサイバー大学が17校あるが、そこで開発された学習コンテンツの権利の帰属として大学か教員(開発者)かの二分局化がみられる(図6)[7]。この権利の帰属の差異は、大学と教員がそれぞれ学習コンテンツの創作と伝達・製作に關与する比重によっていよう。

学習コンテンツとその権利の帰属(韓国)

- ① オープンサイバー大学(OCU):成均館大学を中心とする14大学が2001年開校し、共同で設立して運営するコンソーシアム大学
大学
- ② 韓国サイバー大学(KCU):2001年に延世大学を中心とする46校のコンソーシアム会員大学の参加によって運営
2006年から学習コンテンツの著作権を大学が有せず、開発者に移転することを決定して推進

図6 韓国・サイバー大学における学習コンテンツの権利の帰属の動向(注6)

わが国における権利の帰属が大学および/または教員という表記は、その関係が著作権の譲渡、さらに著作権と著作隣接権との関係など、権利の帰属の内容が一義的に特定しえない問題を内包する。したがって、権利の帰属が大学および/または教員という表記には、著作権の譲渡および著作隣接権の自動公衆送信への拡張の関係から、三つの関係が想定されよう(図7)。

大学とコース開発教員への著作権の帰属の関係

- ① コースを伝達(送信)する行為を行う者としての大学法人
自動公衆送信事業者としての大学法人
- ② 教員の著作権の大学法人への譲渡
(61条、教員に27条と28条は留保?)
大学法人への著作権の帰属(≒29条)
- ③ 大学法人と教員との共有
著作権者としての大学法人(15条)

図7 学習コンテンツの大学と教員との権利関係

ここで、たとえば印刷教材のアーカイブでは放送大学・教員・放送大学教育振興会・国立印刷局との関係、放送番組教材のアーカイブでは放送大学・教員・メデ

メディア教育開発センター、NHK エデュケーショナルとの関係が明確になっていないことに現れている。このような課題は、まず大学と教員との権利関係を明確にし、学習コンテンツの創作および学習コンテンツの伝達（送信）の権利関係を見いだすことに集約される（図8参照）。

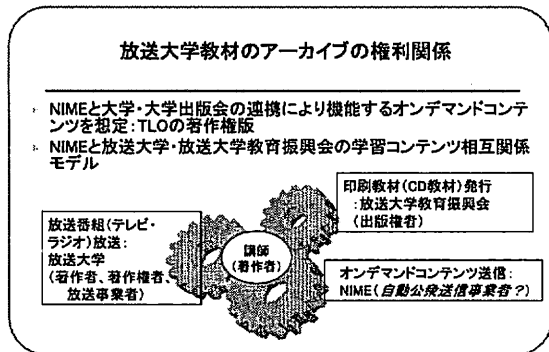


図8 学習コンテンツの権利の相関関係

上記のような関係は、学習コンテンツの開発においても、同様に見られる。

4. まとめと今後の課題

学習コンテンツの共有・再利用は、映画の著作物のような著作権・知的財産権の権利の帰属によって、著作権の制限と著作権の保護とが協調する著作権処理のもとになされることに合理性が見いだせよう。ただし、学習コンテンツの共有・再利用が著作権の制限と著作権の保護とともに経済的な権利において課題解決がなされたとしても、人格的な権利の課題解決が残される。

ここで、コンテンツの共有・再利用に関連してクリエイティブ・コモンズの活動が注目されているが、クリエイティブ・コモンズはオープンソースの定義（The Open Source Definition）に準拠している。そして、クリエイティブ・コモンズの基本契約には、帰属（attribution）、非営利（noncommercial）、派生禁止（no derivative works）、同一条件許諾（share alike）の4条件がある。オープンソースは公開が前提であり、公開と基本契約のうちの帰属と派生禁止は、それぞれ著作者人格権の公表権、氏名表示権、同一性保持権と対応づけられることになる。これは、アメリカ連邦著作権法が本来的には人格権を外在化することから、クリエイティブ・コモンズが著作物の経済的な権利に制限を加えることに対して、その中で人格的な権利を保証することを意味しよう。また、学習コンテンツの共有・再利用の障害としての肖像権は人格的な権利であり、

学習コンテンツの共有・再利用を促進するためには人格的な権利と経済的な権利との相互関係を考慮しなければならない。ここに、学習コンテンツの共有・再利用は、経済的な権利と人格的な権利との相互関係が文化・社会の多様性から考慮されなければならない（図9） [8]。

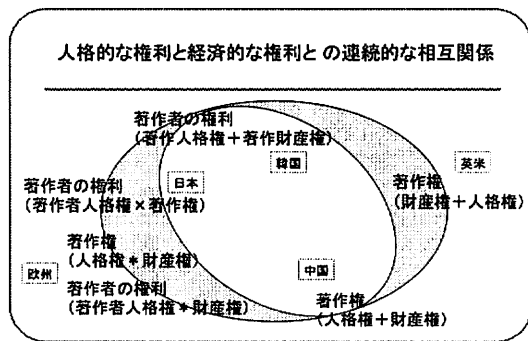


図9 著作権・知的財産権の人格的な権利と経済的な権利の相互関係（*、×、+の順に人格的な権利と経済的な権利との間の緊密度が弱くなる）

e-Learning と著作権の問題は、その各国の法制度の対応（注7）にあたって優劣があるにしても、各国ともに課題解決できている状況にない。この課題解決は、学習コンテンツの共有・再利用に関する情報セキュリティ技術と課金システムとの関係といった著作権処理システムの整備に求められよう。そのとき、権利管理の対象は、著作権にとどまらず、特許権や商標権との相互関係にも及ぶことになる。

注

- 1) 具体的な事例として、文部科学省 現代的教育ニーズ取組支援プログラム「アーカイブズ活用による双方向型遠隔教育」（平成16-18年度）（申請機関：放送大学）と文部科学省 法科大学院等専門職大学院形成支援プログラム「知的財産に関する先端的映像教材の開発」（平成16-18年度）（申請機関：専修大学、中央大学、鹿児島大学）をとりあげる。
- 2) 本研究は、メディア教育開発センター研究開発部プロジェクト「学習コンテンツの開発とその共有化・協創化のための著作権管理に関する研究開発」（研究代表者：児玉晴男）と放送大学教育振興会助成金「放送大学教材のアーカイブスの利活用に関する実証的な研究」（平成17年度-18年度、研究代表者：児玉晴男）によっている。
- 3) 本研究は、メディア教育開発センター研究開発部プロジェクト「学習コンテンツの開発とその共有

化・協創化のための著作権管理に関する研究開発」(研究代表者：児玉晴男)による。

- 4) 放送機関の保護に関する世界的所有権機関条約案で、保護の対象としてウェブキャストの保護の当否(2条, 3条)が検討されている。そして、保護の対象としてのウェブキャストがストリーミングかオンデマンドかという定義に及んでいる。
- 5) マサチューセッツ工科大学(MIT)は、2001年から、OCW(OpenCourseWare)プロジェクトによって、インターネットで講義内容の資料の公開を無償で行っている。このMIT OCWプロジェクトは、Johns Hopkins School of Public Health OCW, Utah State University OCWとして広がりを見せている。わが国では、日本オープンコースウェア・コンソーシアム(Japan OpenCourseWare Consortium(JOCW))が組織されている。JOCWは、正会員(15大学：大阪大学、関西大学、九州大学、京都大学、京都精華大学、慶應義塾大学、筑波大学、東京工業大学、東京大学、同志社大学、名古屋大学、北海道大学、立命館大学、立命館アジア太平洋大学、早稲田大学)と賛助会員(3団体：高度映像情報センター、サイバーキャンパスコンソーシアム TIES、メディア教育開発センター)からなる。2007年4月5日現在、合計635講義の学習コンテンツが公開されている。なお、東アジアにおいては、中国の50大学からなるコンソーシアム(China Open Resources for Education(CORE))によって、MIT OCWの概要を含めて800コースを中国語に翻訳している。
- 6) 本調査研究は、大川情報通信基金研究助成「東アジアにおけるe-Learningと著作権に関する比較法研究」(平成18年度、研究代表者：児玉晴男)による。
- 7) e-Learningと著作権に関し、アメリカにおけるTechnology, Education, and Copyright Harmonization(TEACH) Act, わが国における学校その他の教育機関における複製等(著作権法35条)等の法改正がある。また、ドイツやフランスにおいても、「情報社会における著作権および関連権の一定の側面のハーモナイゼーションに関する欧州議会およびEU理事会のディレクティブ2001/29/EC(Directive 2001/29/EC of the European Parliament and of the Council of 22 May 2001 on the Harmonization of Certain Aspects of Copyright and Related Rights in the Information Society)」との関係から、それぞれ2003年と2006年に法改正がなされている。

文 献

- [1] 児玉晴男, “学習コンテンツの共有・再利用に関する著作権等の課題,” ICT活用教育における著作権上の課題と対応—大学等のICT活用教育の実態に即した著作権の研究—, pp.13-30, メディア教育開発センター, 2007.
- [2] 児玉晴男, “学習コンテンツの開発とその共有化・協創化のための著作権管理,” NIME研究報告, 28号, pp.17-27, メディア教育開発センター, 2007.
- [3] 放送大学, 現代的ニーズ取組支援プログラムアーカイブズ活用による双方向型遠隔教育 報告書, pp.84-85, 2007.
- [4] 児玉晴男, “学術情報の権利の帰属とその社会的責任との相関問題,”電子情報通信学会技術研究報告(SITE2006-51), pp.1-7, 2007.
- [5] Farnaz Haghseta, “MIT OpenCourseWare: A New Model for Open Sharing,” NIME International Symposium 2004 (e-Learning in Higher Education: Conditions for Success), pp.125-131, 2004.
- [6] ローレンス・レッシング, “自由な文化に向けて,” クリエイティブ・コモンズ デジタル時代の知的財産権, NTT出版, 東京, pp.9-30, 2005.
- [7] 朴英元・児玉晴男, “e-learningにおける産・学・官連携と国際的協力の可能性—韓国サイバー大学のケース・スタディー,”メディア教育研究, 3巻, 1号, pp.79-89, 2006.
- [8] 児玉晴男, “日中韓と日米欧における著作権(copyright)の構造論,”紋谷暢男教授古稀記念論文集—知的財産権法と競争法の現代的展開—, 発明協会, 東京, pp.633-648, 2006.